

「使用料・手数料の基本方針」  
(改訂第3版) (案)

令和3年 月  
東村山市

はじめに	1
1. 使用料・手数料の基本的な考え方	2
(1) 使用料・手数料	2
(2) 受益者負担の原則	2
①負担の公平性	
②受益者負担と税負担	
(3) 算定方法の明確化	2
(4) 定期的な見直し	2
2. 統一的な算定方法の基本ルール	3
(1) 原価算定方法	3
①使用料	
②手数料	
③その他	
(2) 原価に含める対象経費	4
①人件費	
②物件費など	
③減価償却費	
(3) 受益者負担割合（性質別負担割合）	6
①サービスの性質と施設の種類	
②施設性質別による受益者負担割合	
(4) 市外の方の料金の取り扱い	7
(5) 土日料金の取り扱い	8
(6) 激変緩和措置	8
3. 使用料免除の考え方	9
(1) 使用料免除の基本原則	9

## はじめに

東村山市（以下「市」という。）では、使用料・手数料について「使用料・手数料の概念と基本的な考え方」のもと2年に1回の定期的な全体見直しを行ってきましたが、平成9年に東村山市使用料等審議会（以下「使用料等審議会」という。）の答申の中で、「公費負担のあり方等を総合的に考慮しながら、消費的可変的経費を根拠とする市の現行使用料の原則的な考え方の是非を整理、見直しを行って、使用料等の算定方式についても検討していくことが必要と考える」との指摘を受けて、使用料等における「受益者負担の適正化」について検討しました。検討の結果、平成17年8月「新たな受益者負担のあり方に基づく、使用料・手数料の基本方針」を使用料等審議会に諮問し、平成17年10月に答申を得て、「使用料・手数料の基本方針」（以下「基本方針」とします。）を策定しました。

平成25年には、施設の老朽化に伴う施設機能の維持にかかる経費の取り扱いや市外使用者の使用料、土日料金制度の考え方、免除の基準等の適切な運用の考え方を整理し、基本方針を改訂しました。

平成27年1月には、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請されたことを受け、市においても平成29年度決算分より統一基準による財務書類を作成することとなりました。これにより非現金支出を含めたコスト把握が可能となるとともに、この基準に基づく財務書類の作成に伴い、固定資産台帳が整備されたため、市の保有する固定資産の減価償却等の情報が把握できるようになりました。こうした新たな情報を、使用料における受益者負担の検討へ活用する可能性が出てきたことから、平成31年2月に「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しについて使用料等審議会に諮問し、令和3年3月に答申を得て、基本方針の一部を改訂しました。なお、今般の一部改訂では、まずは、統一基準による財務書類における仕訳の考え方（以下「統一的な基準による仕訳」という。）と固定資産台帳の減価償却費を用いて使用料算定の考え方を整理しましたが、本方針については、引き続き時代に即した内容となり受益者負担の適正化につながるよう、今後も必要に応じて見直しを図ってまいります。

## 1. 使用料・手数料の基本的な考え方

### (1) 使用料・手数料

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の使用に対して徴収されるもの（地方自治法第225条）で、主なものとしては、市民の方が使用できる集会施設や公民館、体育施設などがあります。

また、手数料は、特定の者に提供される役務についてその対価として徴収されるもの（同法第227条）で、主なものとしては、住民票の写しなどの各種証明書交付の手数料などがあります。

### (2) 受益者負担の原則

#### ①負担の公平性

施設の管理運営等や各種証明書交付等の事務にかかる費用は、大部分が税で負担されていますが、施設や各種証明等のサービスの提供を受けない人の税も多く含まれていますので、使用する人に応分の負担をしていただく「受益者負担」により、「負担の公平性」を図る必要があるものと考えます。

#### ②受益者負担と税負担

施設の設置目的や性質に合わせて、施設管理運営等にかかる経費について、受益者（使用者）が使用料として負担する割合と、市が税で負担する割合を定める考え方を原則としています。

### (3) 算定方法の明確化

「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とし、受益者負担と税負担の適正化が図れるよう、算定方法を明確にすることが必要です。

### (4) 定期的な見直し

使用料・手数料全体の見直しについては、社会経済状況等の変動を勘案するため、過去3年間の平均数値を基に算定することから、原則として3年ごとに行い

ます。

## 2. 統一的な算定方法の基本ルール

使用料・手数料の適正価格は原則、次の算定式により算定します。

○使用料＝原価（人件費＋物件費など＋減価償却費）×受益者負担割合（サービス内容によって定めた割合）

○手数料＝原価（1件にかかる人件費＋1件にかかる物件費）

ただし、手数料は、区市町村で行う事務には共通性があることから、他市との均衡を考慮します。また、使用料は、その施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合いといった視点を考慮するほか、諸々の事情を考慮して額を決定します。なお、料金に関して、他自治体との均衡や民間の類似施設との比較が必要と判断した場合は、市場性も考慮することとします。その他特別に算定方法を定める必要があるものは別途、算定式を定めます。

なお、料金改定にあたっては、算出した額と現行料金との差額を基準に、概ね10%以上の乖離が生じているかを一つの目安とし、改定額は100円単位とします。

### (1) 原価算定方法

#### ①使用料

基本的には1㎡当たりの1時間単位の原価を計算し、貸出面積と貸出時間に応じた原価を基に使用料を算出します。

なお、設置目的が同じ施設は、その施設全体の平均コストとします。

#### 《基本的な算定式》

使用料の原価＝（人件費＋物件費など＋減価償却費）÷総面積  
÷年間使用可能時間×貸出面積×貸出時間

## ② 手数料

平均的な処理時間を基に1件にかかる人件費と1件にかかる物件費により算出します。

### 《基本的な算定式》

手数料の原価＝1件にかかる人件費＋1件にかかる物件費

## ③ その他

屋外の体育施設（運動公園グラウンド、少年野球場、テニスコート、プール）や市民農園等の使用料については、各施設の維持管理に係る経費（人件費含む）、使用可能人数、使用可能時間、貸出面積などを基に算出します。

また、特定の者のためにする各種証明交付等の事務に係る手数料以外の手数料については、原価に算入する対象経費から財源となっている国県等補助金収入を除いた経費や、年間処理件数等の個別事情を踏まえて算出します。

## （2）原価に含める対象経費

使用料は人件費、物件費など、減価償却費に係る経費、手数料は人件費、物件費に係る経費とします。物件費などの対象については、原則として統一的な基準による仕訳に従うこととします。

### ① 人件費

使用料の原価算定に使う人件費は、財務書類の行政コスト計算書の人件費から算出した市の職員の年間平均給与額に、その業務に携わる従事職員割合（人数）とその業務にかかる時間を乗じて算出します。

また、使用料の原価算定においては、退職手当引当金繰入額も人件費に算入します。

手数料の原価算定に使う人件費は、東村山市職員の給与に関する条例第15条（勤務1時間あたりの給与額）等により算出した給与額に、その業務に携わる従

事職員割合（人数）とその業務にかかる時間を乗じて算出します。

なお、原価に含める人件費については、「税と使用料の二重取りではないか」という意見もありますが、原価に含める人件費を業務に携わる職員の従事割合で案分していることから、二重取りとはならないと考えます。

## ② 物件費など

使用料算定の基礎となる費用の範囲は、統一的な基準による仕訳のうち、事務執行に直接必要となる経費を対象とします。想定される費目としては、報償費（講演会の講師や市協議会の委員等への謝礼等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、工事請負費、備品購入費等があります。また、施設等の取得に伴う地方債利子支払（公債費利子）も対象経費として算入します。ただし、工事請負費や備品購入費等において、固定資産となる支出は除きます。

## ③ 減価償却費

施設の設置に際しては土地と建物の取得費があります。このうち建物の取得費については、統一基準による財務書類において、取得年度に一括で費用を計上するのではなく、使用可能な年度（耐用年数）に渡って費用を配分する、減価償却を行います。これまでの減価償却費は、残存価額を1割として、建設費から国・都からの補助金等を除き、施設の耐用年数に対応する減価償却率を用いて定額法により算出していましたが、平成29年度決算に基づく固定資産台帳が整備されたことから、今後は固定資産台帳に計上された減価償却費を用いることとします。

固定資産台帳には、施設の老朽化などによる大規模改修工事などが資本的支出（資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額）に区分されれば、償却資産として減価償却されることから、こうしたコストへの負担においても、将来にわたり公平な取り扱いができるものと考えます。なお、耐用年数到来後は、減価償却費は生じません。

減価償却費の考え方の違い	
基本方針第3版 改訂前	$(\text{建設費} - \text{特定財源}) \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率}$ (1割の残存価額)
基本方針第3版 改訂後	$\text{取得価額} (\text{※1}) \times \text{耐用年数に応じた定額法償却率}$ (※1) 取得価額が不明 ⇒再調達価額・・・単価 (建物の構造・用途による) ×延床面積

### (3) 受益者負担割合(性質別負担割合)

公費負担と受益者負担をどのように考えるのかという点については、その施設の設置目的やサービスの性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを定め負担するという原則とします。

各施設のサービスの性質の整理には様々な手法がありますが、当市では4つの事業領域を基準として施設のサービスを性質別に分類し、負担割合を設定します。

#### ①サービスの性質と施設の分類

##### (ア) サービスの性質が非市場的(公益的)か市場的(私益的)かによる分類

※社会性の強さによって判断する

- i. 非市場的サービス (民間では提供されにくく、主として行政が提供する)
- ii. 市場的サービス (民間でも提供できる)

##### (イ) サービスの性質が基礎的か選択的かによる分類

※日常生活を営む上での必要性で判断する

- i. 基礎的サービス (ほとんどの市民に必要とされる)
- ii. 選択的サービス (特定の市民に必要とされる)

これらを組み合わせると、以下4つの分類に分けることができます。

- I. 非市場的・基礎的サービス
- II. 非市場的・選択的サービス
- III. 市場的・基礎的サービス
- IV. 市場的・選択的サービス



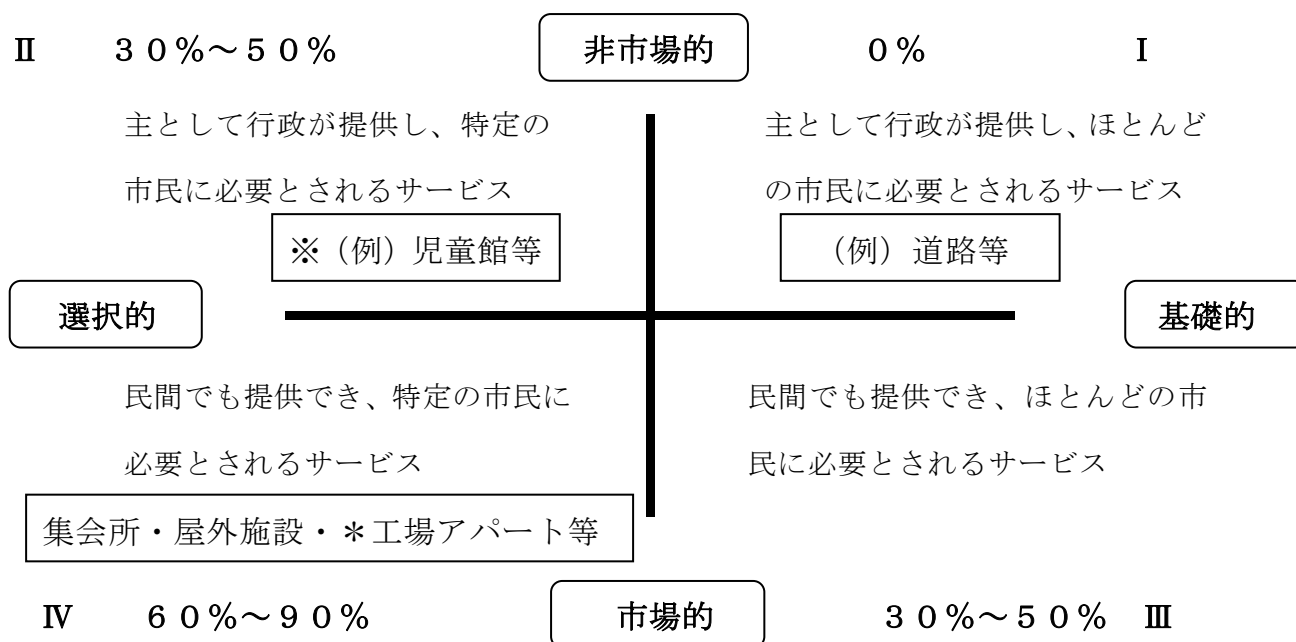
## ②施設性質別による受益者負担割合

この分類を基に、負担割合を設定し、各施設ごとの負担割合を判断します。

I. 非市場的・基礎的サービス	受益者負担割合 0%
II. 非市場的・選択的サービス	30%～50%
III. 市場的・基礎的サービス	30%～50%
IV. 市場的・選択的サービス	60%～80%

\*ただし、極めて市場的で民間施設と同様に考えられる施設は90%とします。

### 受益者負担割合（性質別負担割合）



※注 児童館等の使用料については、別に定める法・基準に基づいています。

#### （４）市外の方の料金の取り扱い

市の施設は市民の財産であり、公費負担も行い運営されている施設の使用にあつては負担の公平性からも、市外の方との料金格差を設けることが考えられます。

しかし、施設の有効活用、使用促進を考えると、使用者間にあつては広域化する社会活動の場が必要でもあり、市民においても他自治体の施設を使用する可能性もあることから、市外の方の使用を制限しないこととします。市民を優先する

方法としては、施設使用予約上の優先など他にもあることから、新たに市外の方を対象とした料金設定はしないこととします。

ただし、本方針第2版改訂前より、市外の方を対象とした使用料を設けている施設においては、現行どおりの扱いとします。

#### (5) 土日料金の取り扱い

施設の使用にあたって、土曜日や日曜日に使用が集中する場合は、平日料金との格差を設定し、使用の均等化を図ることも考えられますが、現状は、土曜日や日曜日に著しく使用が集中する状況でないことから、曜日を指定した料金設定はしないこととします。

ただし、本方針の策定前より、曜日を指定して使用料を設定している施設においては、現行どおりの扱いとします。

#### (6) 激変緩和措置

使用料・手数料を算定した場合、その結果が現行の額と大きく変わる可能性があります。この場合、市では利用者等への過度な負担とならないよう、改定額に一定の上限を定めるなど激変緩和措置を経過的に講じることとします。なお、基本方針第3版改訂前は、一律1.5倍を改定額の上限としていましたが、この場合、200円未満の区分料金は1.5倍では100円単位での改定とはならず、恒久的に現行料金のまま据え置かれています。このため、改定額の上限は下記のとおりとします。

なお、月額で設定している使用料（以下「月額使用料」という）は、長期使用であることから高額となる場合があり、時間単位の使用料とは性質が異なるため、月額使用料の改定額の上限については、設置目的を妨げない範囲での料金改定となるよう個別に検討できることとします（※）。

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

※月額使用料は個別に検討可能

### 3. 使用料免除の考え方

#### (1) 使用料免除の基本原則

受益者負担の考えは、使用する人が応分の負担をすることによって、使用しない人との「負担の公平性」が図られるということであり、これを徹底していくことが第一であると考えますが、特別な場合として使用料を免除する必要性がある場合、あらかじめ使用料が免除できる事項を各施設の条例で定める必要があります。なお、使用料の免除となるのは原則として以下の5項目としています。

1. 法令に基づいて使用するとき。
2. 市、国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき。
3. 市内の公共的団体が、市又は教育委員会の後援を受けた事業、行事に使用するとき。
4. 社会福祉協議会が使用するとき。
5. 市長(教育委員会)が特別の事由があると認めたとき。

ただし、白州山の家など青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設については、年齢区分(中学生以下)による使用料を設定します。また、施設の設置目的から使用者、使用目的が限定されている施設(憩いの家、美住リサイクルショップなど)の使用料についても、各施設条例で定めるとおりとします。

なお、「市内の公共的団体が、市又は教育委員会の後援を受けた事業、行事に使用するとき。」とは、公共的な活動を行う市民活動の促進を市や教育委員会が支援することを目的としていることから、これによる使用料の免除を決定する際には使用する団体の性質ではなく、使用の用途を審査し判断します。

「使用料・手数料の基本方針」

(改訂第3版)

策定（初版） 平成17年10月

改訂第2版 平成25年10月

改訂第3版 令和3年●月

東村山市経営政策部公共施設マネジメント課

189-8501 東村山市本町1-2-3

電話 042-393-5111 内線 2232・2233